平成２３年（フ）第２２３号
静岡県焼津市大住381番地の１　エトワール石田403、破産手続開始決定時の住所静岡県焼津市三和938番地
破産者　馬庭　秀樹
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６５３号
静岡市葵区瀬名６丁目27番４号　ニューパルマＡ号
破産者　軒山　裕史
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４１５号
静岡県浜松市北区初生町566番地の６　サンライズ初生Ａ102号室、前住所静岡県浜松市東区笠井町465番地
破産者　渡辺ちとせ
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
大津市坂本２丁目３番20号
破産者　山極　太門
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２４４号
京都府宇治市広野町寺山27番地の４
破産者　松　　準三
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４０８号
京都市上京区中立売通堀川西入役人町260番地パレロイヤル西陣佐わらび1002号、前住所京都府宇治市小倉町南浦95番地の４
破産者　森岡医院こと　森岡　哲吾
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３６号
長崎県西彼杵郡時津町子々川郷2726番地２、旧住所長崎県佐世保市天満町２番30号　ルネス住吉302
破産者　松添　優子
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０３号
長崎県長崎市立岩町14番14号
破産者　大平真由美
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７９号
長崎県長崎市鳴見町627番地
破産者　田中　廣行
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９７号
長崎県長崎市音無町12番２号、旧住所長崎県長崎市大手１丁目18番６号
破産者　吉田　　實
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９号
長崎県諫早市多良見町佐瀬1284番地
破産者　清水　一久
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第９６０号
熊本県宇土市善道寺町786番地　ファミールヒルズＡ102号室、前住所熊本県宇土市松山町1801番地６
破産者　牧本　信一
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５６０号
熊本市小山２丁目１番６号
破産者　吉川　知宏
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２７１号
大分市大道町３丁目３番14号
破産者　飯田　明裕
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２７号
鹿児島県鹿児島市喜入瀬々串町4351番地１
破産者　追立　哲也
１　決定年月日　平成23年12月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
青森県弘前市大字駒越町61番地
破産者　長谷川　佑
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２０年（フ）第１３６号
山形県鶴岡市昭和町７番48号
破産者　菅　　弘美
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１６４号
茨城県北茨城市関南町神岡下2254番地、居所茨城県北茨城市関南町神岡下八合1153―５
破産者　金澤　健夫
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部